

### 公序良俗

#### 方針 P13: 付添いのいない子供について

この方針の目的は、ノバイ公共図書館での子供たちの安全と健康に関するものです。

- A. 子供の責任は親又は（18 歳以上の）監督者にある。子供は、当館の行動規範方針（P11）に常に従わなければならない。
- B. 当館は、ベビーシッターでもデイケア施設でもない。子供の監視や監督を館員に求めないこと。
- C. 7 歳未満の子供の親又は監督者は、指定される図書館のプログラムに参加している時以外、常に子供の責任を負う。7 歳以上 11 歳以下の子供の親又は監督者は図書館内にいる必要はあるが、必ずしも目の届く範囲にいる必要はない。12 歳以上の子供は図書館のプログラムに参加したり図書館利用のために 1 人で居ても良いが、館員により監督・支援が必要又は図書館の行動倫理方針に従うことが出来ないと判断された場合はその限りではない。
- D. 4 歳以下の子供がお手洗いを使用する場合、親又は大人の監督者が同行しなければならない。
- E. 付添いのいない子供が 1 人で又は他の者と図書館を退館した場合、館員は責任を負わない。また、館員は、図書館の方針に反したために退館させられる子供の責任を負わない。
- F. 子供を 1 人で 2 時間以上図書館に放置してはならない。
- G. 閉館 10 分前までに付添いのいない学生・児童を迎えに来なければならない。閉館時点で 18 歳未満の子供の迎えが無い場合、館員はノバイ警察署の非緊急用連絡先に連絡し協力を要請する。

2008 年 1 月 16 日承認。2010 年 5 月 15 日改訂。2012 年 6 月 20 日改訂。

署名:



ノバイ公共図書館理事会  
理事長  
マーク A. スターリング